

青森県報

第二千七百七十三号

平成十九年
四月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正……………(総務学事課) ……一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税 務 課) ……一

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(財産管理課) ……二
- 調理師試験の施行……………(保健衛生課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地 域 局) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 出先機関……………(三 八 地 域 局) ……四
- 土地改良区の役員の内任……………(同) ……四
- 土地改良区の役員の内任……………(東青地 域 局) ……四
- 土地改良区の役員の内任……………(中 南 地 域 局) ……五
- 道路の位置の指定……………(同) ……五
- 右 同……………(上 北 地 域 局) ……五
- 右 同……………(同) ……五

選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……八
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……九

告 示

示

青森県告示第三百六十四号

平成十三年四月一日青森県告示第二百二十八号(青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

表青森県立保健大学入学者選抜試験(特別選抜)の項の次に次のように加える。

青森県立保健大学入学者選抜試験(AO入試)	試験項目(この得点)	五月一日から一月間	青森県立保健大学
青森県立保健大学編入学選抜試験	試験項目(この得点)	十一月一日から一月間	青森県立保健大学
青森県立保健大学大学院入学者選抜試験(博士前期課程)	試験項目(この得点)	十一月一日から一月間	青森県立保健大学
青森県立保健大学大学院入学者選抜試験(博士後期課程)	試験項目(この得点)	十一月一日から一月間	青森県立保健大学

青森県告示第三百六十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条

例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 みちのく石油株式会社	代表者の氏名 山口 康三	主たる事務所又は事業所の所在地 弘前市大字津賀野字浅田六七〇の一	指定取消年月日 平成一九・四・一九
----------------------	-----------------	-------------------------------------	----------------------

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃作業委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部財産管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年三月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所

東洋建物管理株式会社
青森市橋本一丁目七の三

六 契約金額
二千九百六十一万円

七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成十九年二月七日

調理師試験の施行

平成十九年調理師試験を次のとおり施行するので、青森県調理師法施行細則（昭和四十四年七月青森県規則第四十四号）第二条第二項の規定により公告する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所
1 期日
平成十九年九月十六日（日）

2 場所
青森市大字浜館字間瀬五八の一
青森県立保健大学

二 受験願書受付期間
平成十九年七月十七日（火）から同月三十一日（火）まで。ただし、郵送による場合は七月三十一日（火）までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先
〒〇三〇 八五七〇
青森市長島一丁目の一

四 その他
青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループ
受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室及び青森県健康福祉

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室及び青森県健康福祉

部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課健康あおもり二十一推進グループ(電話〇一七 七三四 九二二二)に問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社越田建設
- 二 代表者の氏名 越田 良治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市富田二丁目二の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一二二二二一
- 五 取消年月日 平成十九年三月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十九年一月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 逢坂工務所
- 二 代表者の氏名 逢坂 保一

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字茂浦字垣合一の四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五二五〇号

五 取消年月日 平成十九年三月二十日

六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 フジイ住建
- 二 代表者の氏名 藤井 諭
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浪館字平岡一三〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一〇〇一八八号
- 五 取消年月日 平成十九年三月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築 及び 土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十八年八月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社長谷川工務店
二 代表者の氏名 長谷川 俊一

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小沢字広野二一五の二
四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四五三六号

五 取消年月日 平成十九年三月三十日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 三共建設株式会社

二 代表者の氏名 三浦 重徳

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字西城北二丁目三の五

四 許可番号 青森県知事許可(特 一四)第八九二六号

五 取消年月日 平成十九年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、ほ装工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年三月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年四月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大山建工

二 代表者の氏名 大山 生子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字切谷内字淋代一四の一

四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第九九九一号

五 取消年月日 平成十九年三月三十日

六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年四月二十七日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員の 区別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	川田 幸治	青森市大字清水字浜元一九五の二〇	平成一九三三

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年四月二十七日

中南地域県民局長 九戸 眞 樹

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	清藤 梯次 佐藤 清徳	南津軽郡田舎館村大字東光寺字稲田一 黒石市大字石名坂字桜清水二〇の二	平成 一九・三・三 就任 一九・三・六 退任

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

上北地域県民局長 北 村 収

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市西六番町二八三の二七、二八三の三三、二八三の三四及び二八三の三五	二・三・二六メートル	六・一〇メートル	平成 一九・三・六

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二十七日

上北地域県民局長 北 村 収

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市大字三沢字水筒九六の二	三八・三八メートル	六・〇〇メートル	平成 一九・四・五

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年四月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石田豪後援会	石田英雄	石田忠久	弘前市大字八幡字平塚一〇四	平成 一九・三・五
半田義秋後援会	武尾 征	半田久美子	むつ市川内町休所四二の六	一九・三・五
古林輝信後援会	三上山秀男	田中昭治	上北郡野辺地町字米内沢三七の七	一九・三・五

横濱力後援会	高松久美子後援会	七戸正孝後援会	鳥山義隆後援会	後藤光春後援会	大江和夫後援会	青森県中小企業団体政治連盟	松風会	林貞後援会	浜谷政己後援会	山本みのる後援会(正友会)	鳥谷部正行後援会(正友会)	飯田浩一後援会	百目木和俊後援会	佐々木すみお後援会	ゆきの会	達美会	館岡一郎後援会
中嶋茂	坂本原作	七戸忠義	中村正幸	高橋知行	松橋勝美	橋本昭一	松尾和彦	小松清治	寅谷重雄	沖澤勝	田中与七郎	扇谷靖	小出光一	四戸正美	櫛引ユキ子	寺田達也	佐々木榮一
横濱誠	中田研一	七戸正孝	中村徳美	後藤和喜子	大江喜代美	大河原隆	野本五月	下平吉之助	浜谷孫四郎	類家義明	鳥谷部修	飯田さつき	百目木憲一	田中義昭	其田力男	工藤武二三	桜庭準行
下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂六七の二	三戸郡階上町大字道仏字大蛇一五〇の二	西津軽郡深浦町大字岩崎字松原八七	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎二八七	黒石市大字温湯字鶴泉二七の二	三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠三一の一	青森市本町二丁目九の一七	三戸郡三戸町大字八日町一二	三戸郡階上町大字赤保内字外平八の四	三戸郡階上町大字道仏字神山一〇の三三	上北郡六戸町大字大落瀬字通目木五	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五五一	下北郡風間浦村大字易国間字易国間一二	三戸郡階上町大字平内字百目木一三の一	上北郡七戸町字七戸二七一	五所川原市大字飯詰字皆瀬一の二	七の二八	北津軽郡板柳町大字辻字福岡六五の一〇
一九・三・三六	一九・三・三三	一九・三・三三	一九・三・三三	一九・三・三三	一九・三・三三	一九・三・三三	一九・三・二九	一九・三・二六	一九・三・二六	一九・三・二五	一九・三・二五	一九・三・二三	一九・三・二三	一九・三・一九	一九・三・一七	一九・三・一七	一九・三・一六

盛田えつ子後援会	盛田恵津子	盛田益三	上北郡七戸字七戸一四一	一九・三・三〇
三上正二後援会	三上正二	三上一正	上北郡七戸町字野左掛二〇	一九・三・三〇
松本祐一後援会	松本祐一	松本洋子	上北郡七戸町字笹田川久保五の九	一九・三・三〇
菊地義明後援会	菊地義明	菊地明光	上北郡七戸町字清水頭六七の三九	一九・三・三〇
二ツ森圭吉後援会	二ツ森圭吉	二ツ森英樹	上北郡七戸町字二ツ森家ノ下九一の二	一九・三・二九
中村正彦後援会	中村正彦	中村一雄	上北郡七戸町字榎林家ノ前一二の二	一九・三・二九
天間清太郎後援会	天間清太郎	天間一二	上北郡七戸町字舟場向川久保三五七	一九・三・二九
工藤耕一後援会	工藤耕一	工藤瑠美子	上北郡七戸町字小田平一三の三	一九・三・二九
石川清人後援会	佐々木清	赤松修	三戸郡階上町大字道仏字石渡窪三	一九・三・二九
田嶋弘一後援会	高松敏幸	中野正章	上北郡七戸町字中岫番屋五の二	一九・三・二九
福士幸雄後援会	宇野福蔵	千葉好雄	黒石市大字上十川字留岡三番一の五	一九・三・二六
瀨川左一後援会	瀨川秀義	瀨川貞雄	上北郡七戸町字左組七二	一九・三・二六

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年四月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	異動事項	年月日出
政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	異動事項	年月日出
相川正光後援会	中野 昭嗣	むつ市川内町榎木 一七二の二	新	平成 一九・三・五
石田豪後援会	山田 博睦	むつ市川内町休所 一〇四	旧	平成 一九・三・五
半田義秋後援会	武尾 征			
三戸愛郷懇話会	桜庭 彰			
櫛引ユキ子後援会	野崎 佳子			
自由民主党南郷支部	田澤 純一	南津軽郡田舎館村 大字八反田字古館 一四八の一八		一九・三・三
自由民主党南郷支部	新井山 成雄	南津軽郡田舎館村 大字和泉字岡本九 の二		一九・三・三
自由民主党南郷支部	吉田 麟	濱中 省三		一九・三・六
自由民主党南郷支部	阿保 清秀	夏井 充		一九・三・五
自由民主党南郷支部	工藤 藤雄	高橋 千八郎		一九・三・三
自由民主党南郷支部	小国 久一郎	高橋 千八郎		一九・三・三
自由民主党南郷支部	田澤 静一	高橋 千八郎		一九・三・三
自由民主党南郷支部	新谷 徳礼	高橋 千八郎		一九・三・六

政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	異動事項	年月日出
嶋川勝治後援会	伊藤 恒雄	西津軽郡深浦町大 字深浦字苗代沢八 三の二二		一九・三・七
小林正後援会	濱谷 一梅			一九・三・八
山田としお青森 県後援会	神 勝衛			一九・三・八
小松山吉紀後援 会	川口 福治			一九・三・九
七戸均後援会	吉田 昭二	西津軽郡深浦町大 字轟木字亀ヶ崎八 七		一九・三・三
七戸均後援会	山本 忠一	西津軽郡深浦町大 字風合瀬字中砂子 川一九〇の三		一九・三・三
慶政会鶴ヶ谷慶 市後援会	竹谷 一三			一九・三・九
後藤秀憲後援会	成田 藤右衛門			一九・三・九
むつ市政治研究 会	高田 秀子			一九・三・九
伊藤のり子後援 会	松尾 國治			一九・三・二〇
伊藤のり子後援 会	松尾 國治			一九・三・二〇
小泉勉後援会	小泉 國雄			一九・三・二〇
小泉勉後援会	松橋 富明			一九・三・二〇
小泉勉後援会	高田 秀子			一九・三・二〇
小泉勉後援会	後藤 千衣子			一九・三・二〇
小泉勉後援会	千葉 勝敏			一九・三・二〇
小泉勉後援会	太田 收			一九・三・二〇
小泉勉後援会	吉田 昭二			一九・三・二〇
小泉勉後援会	藤沢 清治			一九・三・二〇
小泉勉後援会	藤沢 のぶ			一九・三・二〇
小泉勉後援会	種市 一正			一九・三・二〇
小泉勉後援会	野々宮 正彦			一九・三・二〇
小泉勉後援会	濱谷 一梅			一九・三・二〇
小泉勉後援会	伊藤 邦子			一九・三・二〇
小泉勉後援会	伊藤 恒雄			一九・三・二〇
小泉勉後援会	小泉 國雄			一九・三・二〇
小泉勉後援会	小泉 國雄			一九・三・二〇
小泉勉後援会	小泉 國雄			一九・三・二〇

工藤のりやす後援会	青森県商工政治連盟	横垣成年後援会	加藤とし子後援会		館岡精一後援会	田高利美後援会	横浜力後援会	横浜力後援会		大島理森南部町後援会	越後賢司後援会	林貢後援会	熊谷雄一後援会	佐々木信夫後援会	山田武美後援会	
主たる事務	代表者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者
上北郡七戸町字七	駒嶺 剛一	新谷 昭二	葛西 俊男	山田 樹孝	久米田 竹弘	岩崎 義徳	中嶋 茂	坪田 久雄	下北郡風間浦村大字 下風呂字下風呂 六七の二	沼畑 繁	地主 陽一	蛭子 靖司	武輪 俊彦	伊瀬谷 登	姥名 敏	和田 光一
上北郡七戸町字猪	對馬 徹弘	能登谷 正信	山田 樹孝	杉村 憲子	久米田 喜代寿	岩崎 義徳	坪田 久雄	横濱 誠	下北郡風間浦村大字 下易国間字大川目 六の四二	沼畑 吉茂	三戸郡南部町大字 相内字荒屋敷九	小松 清治	大久保 驍也	佐々木 孝	新堂 義之	山田 榮次郎
一九・三・元	一九・三・元	一九・三・六	一九・三・六	一九・三・六	一九・三・七	一九・三・七	一九・三・六	一九・三・六	一九・三・六	一九・三・六	一九・三・六	一九・三・三	一九・三・三	一九・三・三	一九・三・三	一九・三・〇

小泉靖美後援会	市政一新の会	下田あつこと明日の津軽を拓く会	スクラム10		青森県歯科医師連盟	中原爽青森県後援会
代表者	主たる事務 所の所在地	会計責任者	代表者	代表者	代表者	代表者
高村 松太郎	青森市安方一丁目 四の八	下山 はつ江	竹山 美虎	竹山 美虎	高畑 研佑	高畑 研佑
田中 良明	青森市古川一丁目 一五の一〇	下山 はつえ	一戸 富美雄	一戸 富美雄	高畑 研佑	高畑 研佑
一九・三・元	一九・三・元	一九・三・元	一九・三・元	一九・三・元	一九・三・三〇	一九・三・三〇

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年四月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県介護家政事業支部	平成一八・六・三〇	平成一九・三・八

政党以外の政治団体

富士幸雄後援会	住民投票を求める会	幸せを感じる黒石をつくる市民の会	笹木義廣後援会	くしべ孝行後援会	横浜力後援会	高松久美子後援会	杉本喜春後援会	後藤みつはる後援会	すとう健夫みちのく地区後援会	鳴海陸奥雄後援会	笹田保後援会	半田義秋後援会	石田豪後援会	新谷和夫後援会	本堂守康後援会	駒井喜左衛門後援会	政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
一九・三・二六	一九・三・二六	一九・三・一	一九・三・二四	一八・三・三三	一九・三・二六	一九・三・二〇	一八・三・三三	一九・三・一九	一九・三・五	一八・三・三三	一九・三・二〇	一九・三・二六	一九・三・五	一八・三・三〇	一八・三・九	平成一九・二・一九		平成一九・三・一	
一九・三・二六	一九・三・二六	一九・三・二六	一九・三・二六	一九・三・二六	一九・三・二六	一九・三・三三	一九・三・三三	一九・三・三三	一九・三・二九	一九・三・二五	一九・三・二三	一九・三・二五	一九・三・二五	一九・三・二五	一九・三・一	平成一九・三・一		平成一九・三・一	

三津谷春一後援会	石川清人後援会	桑原一夫後援会	佐京登後援会	岩村浩志後援会	一九・三・三三	一九・三・二六	一九・三・四	一八・三・二〇	一八・三・二五	一九・三・二六	一九・三・二九	一九・三・二〇	一九・三・二〇
----------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年四月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
寺田 達也 (県議会議員)	達美会	寺田達也	五所川原市大字稲実字 稲葉四七の二八	平成 一九・三・七
榎引 コキ子 (県議会議員)	ゆきの会	榎引 コキ子	五所川原市大字飯詰字 皆瀬一の二	一九・三・七
松尾 和彦 (県議会議員)	松風会	松尾和彦	三戸郡三戸町大字八日 町一二	一九・三・九

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭